

地域福祉活動拠点整備事業実施要領

1 趣旨

地域住民が主体となって、子どもから高齢者まで孤立しない地域づくりのために「サロン」、「カフェ」、等の身近で集い、出会い、交流し、活動する場（通いの場）づくりを推進するため、「ふれあい・いきいきサロン事業」を実施してきましたが一層の推進を支援するため、新たに実施要領を定めるものです。

2 概念（イメージ）

「通いの場」にはいろいろな呼び方がありますが、住民同士が気軽に集い、一緒に内容を考え、ふれあいを通じた「生きがいづくり」、「仲間づくり」の輪を広げる活動で、思いやりの気持ちを、地域の「通いの場」に活かすもので、次に掲げるイメージを参考に取組みを進めます。

(1) 「日常的に」

月2回、週1回程度の外出する機会とし、頭と身体を動かし、介護予防につなげる。

(2) 「身近な地域で」

町会、常会単位で、歩いて行けて、閉じこもり防止や安否確認につなげる。

(3) 「地域でふれあう」

新しい仲間ができ、助け合いにつなげたり、子育てなどの悩みの解消につなげる。

3 自由な発想と活動

「なにか地域のためにできることはないか」といった気持ちを、自由な発想と活動で参加者がやりたいことを楽しむ「通いの場」を仲間とともにつくっていくものです。

（活動例）

(1) 楽しい「おしゃべり」

(2) 夢中に「レクリエーション」

(3) おいしい「食事会」

(4) 若々しく「身体を動かす」

(5) 「ミニ講座」で学ぶ

(6) 「創作活動」で形に残す

(7) 一緒に「子育て」

4 「通いの場」の開設

身近な地域の人たちが集まって、楽しくしゃべって、笑い合い、困ったときには助け合い、お互いを気に掛ける場所を、「無理なく」、「みんなで」、「いつまでも」をテーマに「まずは始めてみる」ことから実践します。

5 開設の流れ

(1) 「通いの場」の情報収集

既に運営を行っている方に立ち上げについて教えてもらうことや、情報収集を行います。

(2) 呼びかけて仲間を集める

友達や、地域の仲間、民生委員、自治会など、気軽に参加を呼びかけます。

気心の知れている人・お世話好きな人・地域の盛り上げ役・相談役や見守り役などが近所にたくさんいるはずですよ。

(3) どんな「通いの場」にするのか、みんなで話し合い

運営の仲間が集まってきたら、これから目指す私たちの通いの場をどのようなものにしていくのか、みんなで話し合います。

定期的が集まっておしゃべりするだけでも楽しいものですが、そこに体操を取り入れてみたり、季節に応じたイベントを開催したり、食事を作って食べたり、それぞれの「通いの場」に応じた工夫や特色があると、みんなの愛着が深まります。

みんなが「参加者」ですが、やりたいことの提案や、自分が得意な分野では教える側に回り、みんなが「運営者」にもなるものです。

(4) 集まる場所を決める

誰でも気軽に安心して集まれる場所を探します

地域の集会所や公民館、個人宅や地域のお寺、公的な施設、空き家や空き店舗など自分たちの活動にあった場所を探します。

(5) 集まりやすい日（開催日）を決める

定期的を開催することで、「生活のリズムの一部になる」、「先の開催日がわかるので会場の予約がしやすい」などのメリットがあります。

また、週に1回体操をすると、介護予防の効果が高くなります。

(6) 参加料等を決める

「通いの場」は、お金がないとできないというものではありませんが、会場使用料・お茶やお菓子・事務用品などお金が必要になります。

飲食費、活動のための原材料などの実費、会費や参加費といった形で負担している場合があります。

その他、松本市の交付金制度、松本市社協の地域福祉活動支援制度等を活用できます。

(7) できることを「無理なく」・「みんなで」・「いつまでも」を目指します。

一人が頑張り過ぎず、上手に役割分担を心がけます。

会場の準備や、内容の企画など、一人だけで頑張り過ぎると、どこかで息切れをしてしまうかもしれません。

「通いの場」は、みんなが主役で、みんなが裏方です。

みんなの声を聞き、集まった仲間たちも一緒になって楽しむことがポイント

また、しっかり役割があれば男性も積極的に参加してくれるかも知れないし、

「これくらいならできるかな」と新たな担い手が自然と集うことが理想です。

6 事業の推進

- (1) 地域づくりセンター長会、町会連合長会、地区社協会長会、民生児童委員協議会
地域包括支援センター長会等へ事業を周知、協力依頼
- (2) 社協地区担当職員が地域づくりセンター長に相談のうえ、地区内での周知機会を
設け、説明及び提案
- (3) 社協地区担当職員と地区生活支援員が連携のうえ、地区内の人材掘り起しと協力
依頼及び、企画の段階から地域住民と協働

7 市社協の支援

- (1) 取組事例や取組みにつながった過程等について情報提供、実践者の紹介
- (2) 実践希望者などからの相談、アドバイス
- (3) 地域内協力者の掘り起しなどのコーディネート
- (4) 地域福祉活動推進支援事業による財政支援、及び事業活用のためのアドバイス
- (5) 立ち上がった「通いの場」の情報提供と運営に関する相談
- (6) 運営者・協力者・利用者相互の情報交換の機会を提供（交流会の開催）

8 実施時期

地域福祉推進会議での周知徹底や、各種団体等へ説明・協力依頼等の準備を進め
令和2年度から実施します。